日調連発第４４９号
平成２３年3月２２日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

平成２３年東北地方太平洋沖地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について（通知）

国土交通省国土地理院（以下「地理院」という。）は、本月１１日に発生した標記地震の影響に伴い、東北地方及びその周辺で地殻変動が大きかった地域の基準点測量成果（電子基準点、三角点、水準点）の公表を停止し、基準点の改測を行う予定としています。

そこで、その改定の成果が公表されるまでの間、分筆の登記等に伴って登記所提出される地積測量図の作成に係る留意点につきまして、別添のとおり法務省民事局民事第二課長から当職あて通知がありましたので、この旨通知します。

なお、留意点は下記のとおりでありますが、各土地家屋調査士会においては、所属会員にこの旨周知するとともに、管轄の法務局及び地方法務局と十分な打合せをするなど表示に関する登記の申請についての処理に遺漏のないよう配意願います。

記

１　基準点測量成果の公表が停止された地域

青森県，秋田県，岩手県，山形県，宮城県，福島県，新潟県，栃木県，群馬県，長野県，茨城県，埼玉県，東京都，千葉県，神奈川県，山梨県

２　基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図の取扱い

基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図に記録された筆界点の座標値は，「近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合」（不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）第７７条第２項）に該当するものとして，近傍の恒久的地物に基づく測量の成果として取り扱うものとする。

したがって，地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて実施された場合であっても，同座標値は，任意座標値として取り扱われることになる。

ただし，地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量された成果であるときは，土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対し，その旨を地積測量図に記録することを求めるものとする。（注１）

３　地震前の測量成果による筆界点の座標値の取扱い

提出された地積測量図に記録された筆界点の座標値が地震前の測量成果に基づくものである場合には，地震後に，その成果について，点検が行われ，その点検結果において相対的位置に変動がない（公差の範囲内）と確認されたときは，その旨が，規則第９３条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した不動産に係る調査に関する報告に記録されていることが必要となる。

４　その他

地理院が基準点の改定を行い，その成果に基づき，地震発生前の座標値から地震発生後の座標値に変換するためのパラメータ等が公表された場合の取扱いについては，おって連絡するものとする。

（注１）地積測量図への記録の例

「この測量に使用した基本三角点等は、地震前の国土地理院の公表成果を使用したものである。」

法務省民二第６９６号
平成２３年3月１８日

日本土地家屋調査士会連合会会長　松岡直武　殿

法務省民事局民事第二課長　小出邦夫

平成２３年東北地方太平洋沖地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について（通知）

国土交通省国土地理院（以下「地理院」という。）は，本月１１日に発生した標記地震の影響に伴い，東北地方及びその周辺で地殻変動が大きかった地域の基準点測量成果（電子基準点，三角点，水準点）の公表を停止し，基準点の改測を行う予定としています。

そこで，その改定の成果が公表されるまでの間，分筆の登記等に伴って登記所提出される地積測量図の作成に係る留意点は，下記のとおりとしますので，この旨，土地家屋調査士会及び貴会会員に周知をお願いするとともに，各土地家屋調査士会においては，管轄の法務局及び地方法務局と十分な打合せをするなど表示に関する登記の申請についての処理に遺漏のないよう配意願います。

記

１　基準点測量成果の公表が停止された地域

青森県，秋田県，岩手県，山形県，宮城県，福島県，新潟県，栃木県，群馬県，長野県，茨城県，埼玉県，東京都，千葉県，神奈川県，山梨県

２　基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図の取扱い

基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図に記録された筆界点の座標値は，「近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合」（不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）第７７条第２項）に該当するものとして，近傍の恒久的地物に基づく測量の成果として取り扱うものとする。

したがって，地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて実施された場合であっても，同座標値は，任意座標値として取り扱われることになる。

ただし，地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量された成果であるときは，土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対し，その旨を地積測量図に記録することを求めるものとする。

３　地震前の測量成果による筆界点の座標値の取扱い

提出された地積測量図に記録された筆界点の座標値が地震前の測量成果に基づくものである場合には，地震後に，その成果について，点検が行われ，その点検結果において相対的位置に変動がない（公差の範囲内）と確認されたときは，その旨が，規則

第９３条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した不動産に係る調査に関する報告に記録されていることが必要となる。

４　その他

地理院が基準点の改定を行い，その成果に基づき，地震発生前の座標値から地震発生後の座標値に変換するためのパラメータ等が公表された場合の取扱いについては，おって連絡するものとする。

機密性　２　完全性　２　可用性　２
法務省民二第６９５号
平成２３年３月１８日

法務局民事行政部長　殿
（東京，仙台）
地 方 法 務 局 長　殿
（横浜，さいたま，千葉，水戸，宇都宮，
前橋，甲府，長野，新潟，福島，山形，
盛岡，秋田，青森）

法務省民事局民事第二課長

平成２３年東北地方太平洋沖地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について（通知）

国土交通省国土地理院（以下「地理院」という。）は，本月１１日に発生した標記地震の影響に伴い，東北地方及びその周辺で地殻変動が大きかった地域の基準点測量成果（電子基準点，三角点，水準点）の公表を停止し，基準点の改測を行う予定としています。

そこで，その改定の成果が公表されるまでの間，分筆の登記等に伴って登記所に提出される地積測量図の作成に係る留意点は，下記のとおりとしますので，この旨，貴管下登記官に周知願います。

記

１　基準点測量成果の公表が停止された地域

青森県，秋田県，岩手県，山形県，宮城県，福島県，新潟県，栃木県，群馬県，長野県，茨城県，埼玉県，東京都，千葉県，神奈川県，山梨県

２　基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図の取扱い

基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図に記録された筆界点の座標値は，「近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合」（不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）第７７条第２項）に該当するものとして，近傍の恒久的地物に基づく測量の成果として取り扱うものとする。

したがって，地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて実施された場合であっても，同座標値は，任意座標値として取り扱われることになる。

ただし，地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量された成果であるときは，申請人又はその代理人に対し，その旨を地積測量図に記録することを求めるものとする。

３　地震前の測量成果による筆界点の座標値の取扱い

提出された地積測量図に記録された筆界点の座標値が地震前の測量成果に基づくものである場合には，地震後に，その成果について，点検が行われ，その点検結果において相対的位置に変動がない（公差の範囲内）と確認されたときは，その旨が，規則第９３条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した不動産に係る調査に関する報告（これと同等の官公署等が作成する調査報告を含む。）に記録されていることが必要である。

４　その他

地理院が基準点の改定を行い，その成果に基づき，地震発生前の座標値から地震発生後の座標値に変換するためのパラメータ等が公表された場合の取扱いについては，追って連絡するものとする。